

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		市民交流センター使用料の還付に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市市民交流センター条例第 1 1 条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね 1 日
審査 基準	根拠条項	栃木市市民交流センター条例第 1 1 条
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年 6 月 2 6 日設定 令和元年 9 月 3 0 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市市民交流センター条例抜粋 (使用料の不還付)</p> <p>第 1 1 条 既納の使用料は還付しない。ただし、各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用期日の 3 日前までに、利用の取消しを申し出たとき。</p>	